

第1章 医療法

2 - (3) 病院、診療所、助産所再開届

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設者が休止した施設を再開した場合、再開後10日以内に届け出る
2 根拠法令	法8条の2第2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	業務の再開に際し、特段の説明が必要な場合にのみ添付する。
6 事務処理	収受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳整理）
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 名称、開設の場所、開設・休止届出年月日は台帳と相違ないか。</p> <p>(3) 再開後10日以内に届出されていない場合は遅延理由書又は顛末書を添付すること。</p>
8 備考	

(様式2-(3))

病院、診療所、助産所再開届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

(法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

開 設 者 氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり再開したので、医療法第8条の2第2項に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 開設許可(届出)
年月日及び番号

4 休止の届出年月日

5 再開の理由

6 再開の年月日